

愛知県環境影響評価審査会西知多道路部会会議録

1 日時

平成22年6月1日（火）

午後1時から午後2時10分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

- (1) 都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

武田部会長、岡本委員、田中委員、谷脇委員、成瀬(一)委員、廣島委員、増田委員、松尾委員、柳澤委員
(以上9名)

(2) 事務局（愛知県）

(環境部) 伊藤技監

(環境活動推進課) 打田課長、近藤主幹、伊藤主任主査、高橋主査、
後藤技師、村田技師

(大気環境課) 石原主査、松尾主査、川口技師、神戸技師

(水地盤環境課) 加納技師

(自然環境課) 小川主査

(資源循環推進課) 戸田主査

(3) 都市計画決定権者（愛知県）

(都市計画課) 津坂主任主査、山田主査、村井主事

5 傍聴人等

傍聴人10名、報道関係者1名

6 会議内容

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書について

- ・ 会議録の署名について武田部会長が、谷脇委員と成瀬(一)委員を指名した。
- ・ 資料1(前回部会(4月26日)における指摘事項に対する確認状況等)、資料2(都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書に関する関係市長意見(常滑市長意見、東海市長意見、知多市長意見))、資料3(都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書に関する部会報告(案))について、事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

【田中委員】 部会報告(案)に対する意見は特にはない。住民意見が多く出されているが、これに対する回答はされるのか。

【事務局】 環境影響評価法に基づき、方法書に対する住民意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、準備書に記載される。

【田中委員】 住民意見では、道路の拡幅が本当に必要か等の事業の必要性に対する意見が出ているが、こういった意見に対してはどう考えているのか。

【武田部会長】 本事業は、都市計画の手続きと環境影響評価の手続きが並行して行われている。事業の必要性の議論は、都市計画の手続きの中で行われる。

【事務局】 都市計画決定権者の見解は、準備書で明らかにされるものであり現時点での見解は明らかではない。都市計画決定権者が、今後、事業計画を検討していく際には、住民意見についても参考にされるものとする。

西知多道路の必要性については、都市計画審議会で審議される。環境影響評価審査会では、事業実施による環境への影響についての審査が役割となる。

【成瀬(一)委員】 部会報告(案)の取りまとめ方について、工事の実施に関する意見と供用時に関する意見が混在している。工事中と供用時に分けた方が住民にはわかりやすいのではないか。

【事務局】 これまでの案件について、知事意見を述べる際に、工事の実施等の影響要因ごとではなく、大気質、騒音等の環境要素ごとに意見を整理しており、個別の環境要素に限られない内容は、全般的事項で意見を整理している。

なお、準備書では、大気質、騒音といった環境要素ごとに、工事の実施、供用時の順に調査、予測及び評価結果を整理するのが一般的である。

【廣 島 委 員】 方法書から評価書までの一連の環境影響評価の手続きに要する期間はどのくらいなのか。また、工事に着手してから完成までの期間はどれくらいなのか。

【事 務 局】 環境影響評価の手続きに要する期間は、事業によっても異なるが、準備書の作成に当たっては、大気質、動物等、最低でも1年間の調査を必要とする。

【都市計画決定権者】 方法書から評価書までの一連の環境影響評価の手続きに要する期間は、概ね4年程度を想定しているが、追加調査等が必要になった場合などでは、環境影響評価手続きに要する期間もさらに長くなる。

工事に着手してから完成までの期間は、一概には言えないが、同程度の規模の道路事業の実績などから概ね10年程度と想定している。

【武田部会長】 一般論として何うが、環境影響評価の手続き中に、近傍で他の事業が実施されるような場合には、複合影響が考えられるが、複合影響を把握する追加調査を実施するのか。

【事 務 局】 環境影響評価は、事業者が自らの事業に伴う影響を調査、予測及び評価するものであり、他事業の影響を把握するための調査を求めるものではない。

ただし、他事業の熟度にもよるが、その影響を考慮した上で自らの事業による影響を予測及び評価するため、情報をできる限り入手することは必要である。

【松 尾 委 員】 今回は、方法書に対する部会報告（案）を検討しているが、部会報告（案）には、通常、準備書に対する意見として述べられるような環境保全措置に係る意見が見られる。このことについてどう考えているのか。

【事 務 局】 方法書では具体的な道路の位置や構造が示されていない。具体的な事業計画が決まっていない事業について、事業計画の具体化を図る上で、環境保全の見地から留意すべき内容について意見を述べることは必要であると考えている。

また、本県の環境影響評価指針では、事業計画策定時における環境配慮事項を方法書に記載することを求めており、

記載された環境配慮事項の追加等を求めることも必要であると考えている。

【谷 脇 委 員】 人の健康に対する影響はどう評価するのか。

【事 務 局】 大気質の環境基準、水質の健康項目の環境基準等は、人の健康を考慮して設定されている。環境基準との整合が図られているかといった観点で環境影響評価が行われることから、人の健康影響についても考慮されている。

【谷 脇 委 員】 健康影響は、周辺住民にとっては関心が高い部分である。環境省では、自動車排ガスと人の健康との関連を検討する「そらプロジェクト」が行われている。こうした世の中の動向についてどう考えているか。現時点では、低濃度長期暴露による影響は未解明である。こうした影響について明らかになれば、適切な対応をお願いしたい。

【事 務 局】 自動車排ガスによる影響を低減するためには、道路のルートは住宅密集地を避ける等、適切な事業計画を検討していくことが必要である。

また、低濃度長期暴露等、人の健康影響に関する新たな事実が明らかになり、環境基準への反映がなされれば、全般的事項1（4）により、適切な対応がなされることとなる。

【柳 澤 委 員】 県が、今後、環境影響評価の指針の改訂等をする場合の留意事項として、意見を述べるが、定点調査といった場合に、一般鳥類と猛禽類では意味合いが全く異なる。また、留鳥と渡り鳥の別を考慮し、調査対象とする種に応じた調査時期等を設定することが必要である。調査者は、こうしたことを考慮し、調査計画を立てる必要がある。

部会報告（案）の内容の修正を求めているものではないので、指摘した内容を事務局で検討し、今後活かしていただければよい。

猛禽類については、6（1）に示された意見は、今後実施される他の事業においても指摘いただいた方がよい。

【事 務 局】 一般鳥類調査と猛禽類調査では、定点調査の内容が異なるという認識はあり、特に猛禽類については、調査時期や範囲等に留意が必要なことから、部会報告（案）では、6（1）において、専門家の指導、助言を得て調査を実施す

ることを求めている。

【武田部会長】 植物についても同様に、現地の状況を適切に把握できるような調査方法を選択する必要がある。県では調査の指針を定めているのか。

【事務局】 環境影響評価指針には、調査の手法の項目があるが、地域や対象とする種に応じ、必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期や、期間等を調査期間とするといった一般的な留意事項を定めており、個別具体的な手法までは明記していない。

- ・ 資料3の「都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書に関する部会報告(案)」をそのまま部会報告とすることです承された。

イ その他

- ・ 次回の審査会のスケジュールについて事務局から説明があった。

(3) 閉会